

# 対馬市の財政状況をお知らせします

最近マスコミ等で「財政再建団体」という言葉をよく耳にします。一部では、「対馬市も財政再建団体になるのでは」と心配する声も聞かれます。確かに対馬市の財政は厳しい状態が続いています。そこで対馬市の財政の現状と今後の見通しについて、詳しくお知らせいたします。

## 財政再建団体とは？

財政再建団体とは、企業でいえば一種の破産状態で会社更生法の適用を受けることに相当するものと言われています。

赤字額が一定規模（市税・地方交付税などの一般財源の20%）を超えると財政再建団体に転落し、国の厳しい管理指導の下、基盤整備の中止、公共料金の値上げなどを行い赤字解消を図ることになります。

本市の場合、17年度決算ベースでは約36億円以上の赤字決算となった場合に財政再建団体に転落します。17年度は3億円の黒字決算でしたがこれは基金を13億円取り崩したため

で、実質は10億円の赤字となりました。

## 厳しい対馬市の財政事情

対馬市の財政は厳しい状態が続いています。市税などの自主財源<sup>(注1)</sup>が少ないうえに、国からの地方交付税<sup>(注2)</sup>も減少し、人件費や公債費<sup>(注3)</sup>などの義務的経費<sup>(注4)</sup>が多いためです。

それでは、決算規模、歳入・歳出の状況をはじめ、公債費、市債・基金残高などについて、決算統計<sup>(注5)</sup>をもとに説明いたします。

なお、数値は平成15年～17年度については決算額、18年度については決算見込額です。

## 決算規模

縮小してゆく決算規模

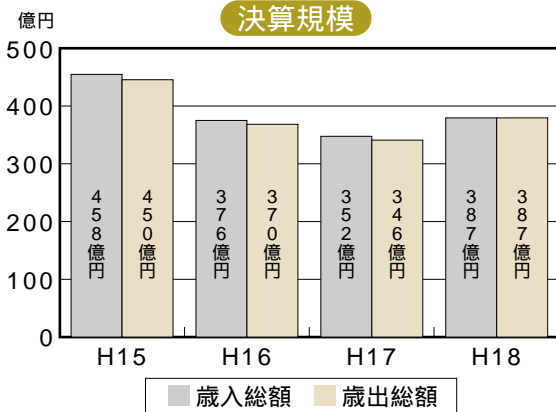
歳入の減少に伴い、決算規模は年々縮小傾向にあります。

内訳では、人件費、普通建設事業費<sup>(注6)</sup>などが年々減少しています。生活保護費などの扶助費<sup>(注7)</sup>及び介護保険などの特別会計への繰出金は増加傾向にあります。

今後も財政再建の推進、また国の施策である地方交付税の抑制のため決算規模は縮小していきます。

18年度については17年度の普通建設事業が繰り越したためその分が増加しています。

## 決算規模



## 用語解説

(注1) 自主財源 市が自主的に収入することができる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などがあり、自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保できるとされています。

(注2) 地方交付税 全国の自治体が一定の行政サービスを提供できるように国が交付するお金です。

(注3) 公債費 市の借金にあたる市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費。人件費などと共に義務的経費と呼ばれ、市債を活用すると後年度の財政負担となります。

(注4) 義務的経費 一般には人件費、扶助費<sup>(注7)</sup>及び公債費などを指します。人件費は経常的に支出せざるを得ず、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられており、また公債費は負債の償還に要する経費となります。

(注5) 決算統計 毎年、全国の各自治体で作成される決算状況報告書のこと。決算統計では、自治体間で比較や分析ができるように普通会計という統一的な会計区分を設けています。本市の場合、「一般会計」「診療

## 歳入

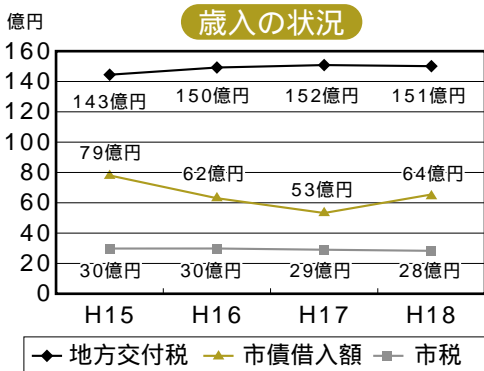
地方交付税に依存する市の台所

地方交付税は、本市にとって歳入全体の約40%を占める主要な財源です。

過去3ケ年はほぼ横ばい状態ですが、これは合併後5年間の限定の臨時上乗せ分、生活保護経費の増分等によるもので、実質は国の「三位一体の改革」(注9)の推進などにより減少しており、今後も続く見込まれます。

一方、市税は景気の低迷などにより減少傾向ですが、19年度以降は定率減税廃止、税源移譲により、わずかながら増加する見込みです。

また市債は、将来の公債費の増加を招き財政運営に及ぼす影響が大きいため、今後は借入額を抑制していきます。



18年度の市債借入額については、17年度で借入予定のものが繰り越したためその分が増加しています

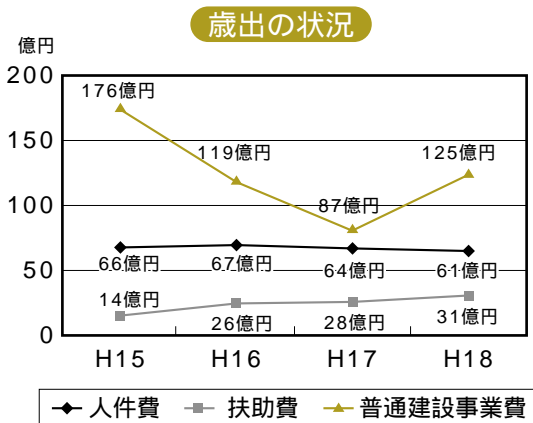
## 歳出

人件費・建設事業費の抑制

人件費は、退職職員の不補充、新規採用者の抑制により減少傾向にあります。

扶助費は、合併により市制となつたため、町では無かった生活保護費の負担が新たに発生し、また年々増加傾向にあります。

減少している普通建設事業費は、《建設事業費 市債借入の増加 後年度の公債費の増加 財政状況悪化》となるため今後も抑制していくことが必要です。18年度の普通建設事業費については17年度事業が繰り越したため増加しています。



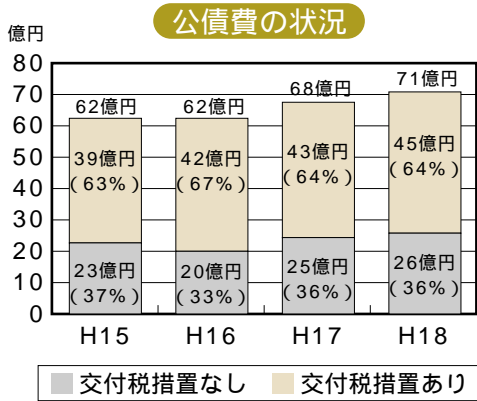
## 公債費の状況

地方交付税に加算される  
有利な市債を選択

公債費は年々増加していますが、財政健全化を目指して市債の借入額を抑制しているため18年度をピークに、今後は減少していく見込みです。市債の種類により、後年度に公債費の財源として、地方交付税に加算措置されるものがあります。

例えば辺地債は償還額の80%、合併特例債・過疎債は70%が当該年度の地方交付税に加算措置されます。

本市の場合、交付税により公債費が加算措置される有利な市債を選択して借り入れています。17年度決算では公債費68億円のうち約64%となる43億円が交付税により加算措置されました。



(注5) 所特別会計「公共用地先行取得特別会計」を合算したものです。

(注6) 普通建設事業費「公共施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。道路、橋りょう、河川、消防設備、学校、公営住宅等の公共施設等の新設、増設、改良事業費や不動産取得等が該当します。

(注7) 扶助費「生活保護費や医療助成費など個人へ給付される経費や、保育所や障害者施設などの福祉施設運営に充てられる経費などです。

(注8) 「三位一体の改革」国が補助事業などの権限と財源を地方に移し、全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて、住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供するための改革です。「国から地方へ」の改革の目玉として進められています。「三位」とは、国庫補助負担金の改革・国から地方への税源移譲・地方交付税の見直しの「三つの改革」を指します。

(注9) 地方譲与税「一度、国税として徴収され、その後国から各地方公共団体に一定の基準で譲与されるお金です。所得譲与税、地方道路譲与税などがあります。

## 市債残高

ピークを越えた市債残高

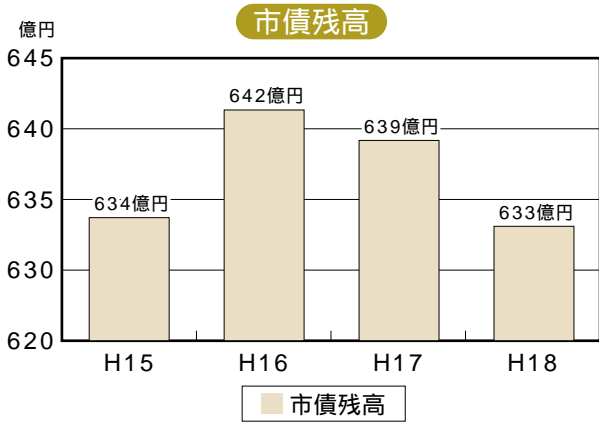
市債残高については、財政健全化を  
目指して発行額を抑制しているため16  
年度末642億円がピークで今後は減  
少していく見込みです。

市民1人あたりの

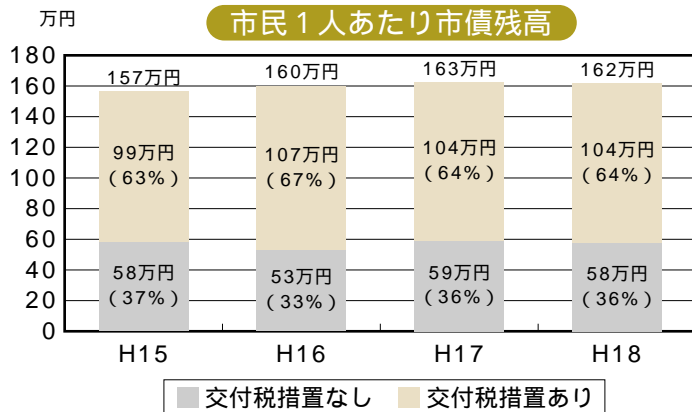
実質の市債残高は約59万円

また、市債残高を市民1人あたりに  
換算すると15、16、17年度末でそれぞ  
れ157万円、160万円、163万  
円になります。

この残高については今後、利子分を  
含めて毎年返済していきますが、その



## 市民1人あたり市債残高



交付税措置額については各年度の公債費に算入された率を単純に使用して算出。

額の約6割が地方交付税に加算されま  
す。

よって対馬市の市税等の純然たる一  
般財源で負担しなければならぬ市民  
1人あたりの残高は約59万円といふこ  
とになります。

なお、市債残高自体は減少していま  
すが、同時に人口も減少しているため  
1人あたりの残高は増加している状況  
です。

18年度は17年度末現在の人口で算出して  
います。

## 基金残高

基金残高(市の貯金)は

23億円まで減少

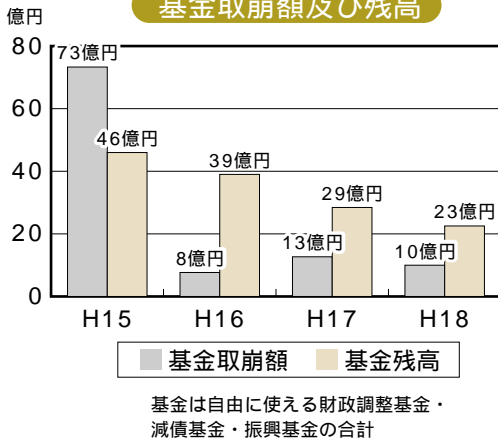
「市の貯金」である基金は、合併し  
た15年度末には46億円ありましたが、  
18年度末には半分の23億円まで減少す  
る見込みです。

減少した主な要因は、市税・地方交

付税などの一般財源が伸び悩む一方、  
公債費、扶助費の義務的経費が増加し  
ているため一般財源に不足が生じ、こ  
れを補てんするため基金を取り崩して  
対応しているためです。

15年度取崩額の73億円については約40億  
円を旧各町が使用し、残り約33億円は合併  
に伴い旧各町の基金を一度取り崩してあら  
ためて積み立てています。

## 基金取崩額及び残高



基金は自由に使える財政調整基金・  
減債基金・振興基金の合計

## 経常収支比率

余裕がない財政状況を示す

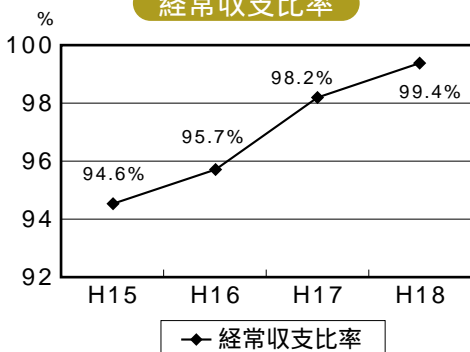
対馬市の経常収支比率98・2%

経常収支比率とは、地方税・地方交  
付税・地方譲与税(注9)などの一般財  
源が、義務的性格の経常経費にどの程  
度充当されているかをみることで、財  
政構造を判断する指標です。

一般的に健全とされるのは80%未満  
とされています。近年は一般財源が  
落ち込んでいる一方で、公債費や扶助  
費の経常経費が増加しているため上昇  
傾向で、17年度決算では98・2%とな  
り、財政の硬直化が進んだ危機的状況  
となっています。

この状況は本市のみならず全国の市  
町村においてもみられ16年度決算の全  
国平均は90・5%、17年度決算の県内  
13市平均は94・5%となっています。

## 経常収支比率





## 起債制限比率・実質公債比率

公債費負担が重くのしかかり

上昇する起債制限比率

起債制限比率とは、地方税・地方交付税などを加えた標準的な収入に対する公債費の割合を示す指標（過去3ヶ年の平均値）です。

17年度まで起債（市債）の許可制限の基準として用いられていました。（20%を超えるると一部の起債が許可されなくなります）

本市の場合、合併前の建設事業の推進により多額の借入がなされた影響が大きく、この指数は年々上昇しており、17年度決算では13・6%でした。17年度決算の県内13市平均は11・5%、16年度決算の全国平均は11・2%となっています。

対馬市の実質公債費比率は

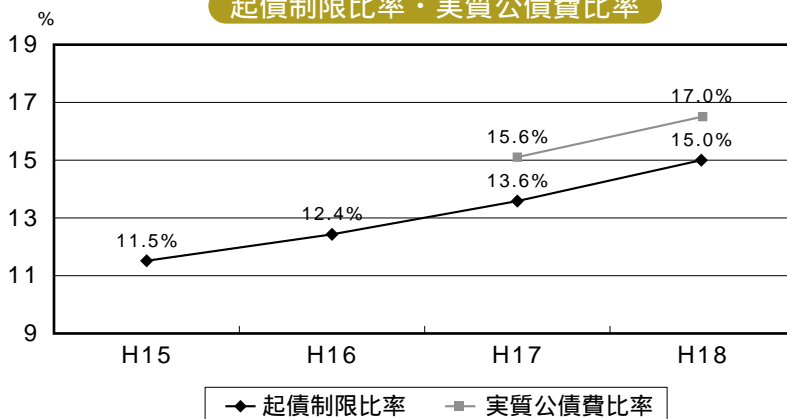
制限以下の15・6%

地方分権により18年度から県の許可がなくても地方債を借入できる制度に移行したことに伴い、17年度決算から実質公債費比率（過去3ヶ年の平均値）が導入されました。

これは、従来の起債制限比率に水道病院などの公営企業会計分の公債費を加味したもので、この比率が18%以上になると昨年度までと同様、地方債の借入に許可が必要となり、25%以上で

一部の地方債が借入できなくなり、17年度決算では本市は15・6%で、県内13市平均は14・3%（速報値）となっています。

起債制限比率・実質公債費比率



## 財政の今後の見通し

収支均衡予算を目指して、

経費削減に取り組みます。

これまで見てきたとおり、対馬市の財政構造は、歳入面では市税などの自主財源が乏しく、また歳出面では過去の建設事業に伴う公債費、旧町ごとに点在する公共施設の維持管理費（物件費）、類似団体と比較して多数配置されている職員の人件費などの固定経費が多いという特徴があります。このため、市となって過去3ヶ年は、不足した財源を基金の取り崩しにより対応してきました。

今後、歳入の増加が見込めない中、財政の健全化へ向けて昨年策定した「行財政改革大綱」及び平成22年度までに基金取り崩しをゼロにすることを目標とする「中期財政計画」に基づいて、人件費及び公債費の削減などに取り組んでいきます。

また、内部管理費及び公共工事のコスト削減、徴収率の向上、使用料の適正化、施設の休廃止など経費全般にわたり徹底的な見直しを行い節減合理化を図り、少ない予算で、最大の効果を出せるよう行財政改革に努めます。

## 市長の動き

《10月》

- 1日「赤い羽根空の便」伝達式、陸自対馬駐屯地26周年記念行事、対馬市交流センター落成祈願祭
- 4～6日「市長と職員の意見交換会」
- 5日「県農業委員会会長・事務局 長会議、振興計画査定
- 6日「対馬市中学校体育大会 駅伝 競技大会」
- 11～13日「全国漁港漁場大会」
- 14～15日「朝鮮通信使縁地連絡協議会 県大会」
- 16日「市政説明会」
- 17日「老人クラブ 厳原支部 グラウンドゴルフ大会」
- 18日「市政説明会」
- 19～20日「長崎県戦没者追悼式」
- 22日「対馬市PTA連合会 研修大会」
- 23日「対馬物産開発株 臨時総会、定例記者発表」
- 24～25日「県漁港漁場協会 理事会」
- 27日「対馬市戦没者追悼式、淡交会 対馬支所45周年記念大会」
- 31日「市政説明会 豆酲小学校区」